◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３０７号（H27.　7. 10）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝１０件（７月３日～７月９日分）
（１）乗合バスの車内事故①
（２）乗合バスの火災事故
（３）乗合バスの車内事故②
（４）乗合バスの衝突事故
（５）貸切バスの単独横転事故
（６）貸切バスの衝突転落事故
（７）貸切バスの追突事故
（８）法人タクシーの死傷事故
（９）法人タクシーの横転事故
（１０）トラックの酒気帯び追突事故
２.「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて
３.乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
４．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
５．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
６．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
７．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
８．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
９．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１０．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
１１．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
１２．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１３．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１５．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

（６）貸切バスの衝突転落事故
７月７日（火）午前７時４５分頃、広島県の市道交差点において、同県に営業所を置く貸切バス（スクールバス）が乗客４名を乗せて運行中、軽乗用車と衝突し、転落した。
この事故により、当該バスの乗客４名及び軽乗用車の運転者が軽傷を負った。
事故は、バスが見通しのよい交差点において、左方向から交差点に進入してきた車両に気付かず衝突し、そのはずみで車両前部が１メートル下の水田に転落した模様。

（７）貸切バスの追突事故
７月７日（火）午前１０時３０分頃、鳥取県の国道において、広島県に営業所を置く貸切バスが乗客１９名を乗せて運行中、前方で発生した追突事故の最後尾のトラックに追突し、さらに、当該バスに別のトラックが追突した。
この事故により、当該バスの乗客８名及びバスの運転者が軽傷を負った。（この他、前方で発生していた３台の追突事故及びバスへの追突事故において、４名が軽傷を負った。）
事故は、バスの前を走行していたトラックが追突事故を起こし急停止したため、バスは急ブレーキをかけたが、雨で濡れたコンクリート製道路であったことから停止しきれず、トラックに追突した模様。

（８）法人タクシーの死傷事故
７月５日（日）午前３時１５分頃、静岡県の国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断していた歩行者１名をはねた。
この事故により、歩行者は病院に搬送されたが死亡した。
事故は、タクシーが信号機のある片側２車線の交差点において、歩行者に気付くのが遅れ衝突した模様。

（９）法人タクシーの横転事故
７月５日（日）１１時００分頃、鹿児島県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、転覆した。
この事故による負傷者はない。
事故は、当時雨が降っており、曲線路においてタイヤが滑り、当該車両の左タイヤが道路の縁石ブロックに接触し、そのままハンドルを取られ縁石ブロック及び街路樹に乗り上げて横転した模様。

（１０）トラックの酒気帯び追突事故
７月４日（土）午前１時３０分頃、佐賀県の国道において、福岡県に営業所を置くトラックが運行中、タクシーに追突した。
この事故により、追突されたタクシーの運転者及び乗客１名並びにタクシーに玉突き衝突された軽乗用車の運転者の合計３名が軽傷を負った。

事故は、トラックが交差点手前で減速したタクシーに気付くのが遅れ追突した模様。
なお、当該トラックの運転者の呼気からアルコールが検出され、酒気帯び運転の現行犯で警察に逮捕された模様。

◇◇

【２.「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて】

先般、事業用自動車事故調査委員会から、トラックに係る事故の調査報告書が提出され、公表したところです。
今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれますよう、６月１９日付けで、「事業用自動車事故調査報告書の事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、公益社団法人全日本トラック協会を通じ、トラック業界関係者への周知をお願いしたところです。

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

〇運行管理に係る法令遵守の徹底
・事業者は、運転者の運行実態を把握し、改善基準告示の遵守を徹底する必要がある。
・運行管理者は、点呼において、業務に必要な指示伝達事項だけでなく、運転者の休憩地点及び休憩時間に関し適切に指示するなど安全な運行に必要な運行指示をして、指示事項を運転者に遵守させる必要がある。
・事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、診断結果を確認し、問題点がみられる運転者に対しては個別に指導を行う必要がある。
〇運転者教育の充実
・事業者は、運転者に対して改善基準告示の遵守、シートベルト装着の徹底、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。
・事故には事業者による運転者に対する指導・監督が大きく関与しているものと考えられることから、事業者は日頃から運転者に対して「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（告示）に基づく指導を行うとともに、通常と異なる事態に直面したときの対応等について、参加型の教育等によって運転者等が主体的に議論するような場を設ける等、運転者の安全に対する意識の向上と、知識の取得を進める必要がある。
〇運転者の安全運転意識の向上
・運転者は、疲労蓄積が運転に及ぼす危険性を認識し、十分な休息をとり運転

中に疲労を感じたときには早期に休憩する必要がある。　等

　運送事業者等の関係者の方々におかれましては、この再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

　詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
　→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

・事業用自動車事故調査報告書（トラクタ・コンテナセミトレーラの横転事故）
・事業用自動車事故調査報告書（大型トラックの積載物（劇物）落下漏洩事故）

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety028.html

◇◇◇

性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。
高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル

・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル

・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル

・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル

・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書

・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆